

令和6年2月16日

自治会町内会長様

磯子区地域振興課長

株式会社横浜ビー・コルセアーズとの
「ホームタウン活動等に関する基本協定書」の締結について

1 趣旨

たきがしら会館（磯子区滝頭 3-1-68）を練習拠点としている株式会社横浜ビー・コルセアーズとの相互の連携を強化し、地域貢献活動及び地域活性化に資する活動（ホームタウン活動）を推進するため、1月17日に、横浜ビー・コルセアーズ、磯子区連合町内会長会、磯子区との3者で「横浜市磯子区におけるホームタウン活動等に関する基本協定」を締結しました。

ホームタウン活動とは・・・

社会課題や共通のテーマ（教育、ダイバーシティ、まちづくり、健康、世代間交流など）に、プロスポーツチームが地域の団体、自治体、学校などと連携して取り組む活動です。

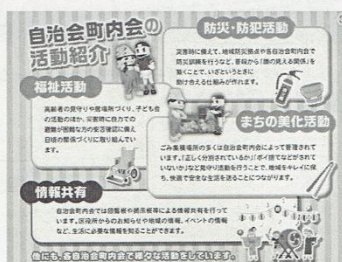
【取組例】

- ・都筑区における横浜ビー・コルセアーズとの取組

ホームアリーナ（横浜国際プール）で開催されるBIリーグ公式戦を「都筑区応援 DAY」とし、チームと連携して都筑区全体を盛り上げています。

- ・港北区における横浜F・マリノスとの取組

横浜マリノスのキャラクター、マリノスケを活用して、港北区の自治会町内会の活動紹介を行っています。



裏面あり

2 協定締結日

令和6年1月17日

3 今後考えられる展開内容

(1) 区連会等との連携

自治会町内会の加入促進等におけるチームやキャラクターの使用

(2) 地域向けイベントへの参加等

ビー・コルセアーズによる地域主催イベント・行事への出展やゲスト参加、100周年事業への協力

(3) 見る/プレーする観点からのスポーツ振興

学校訪問やバスケ教室、試合観戦等の企画

4 ホームタウン活動の第一弾「小学生向けバスケットボール教室」

区内在住または在学の小学生を対象として、たきがしら会館でバスケットボール教室の開催を予定しています。同教室では、子どもたちにバスケットボールの楽しさを伝えるために、横浜ビー・コルセアーズ所属選手またはコーチを講師に招いて、シュート、ドリブルの基礎を中心とした練習を行います。

申込方法等の詳細については、改めて、たきがしら会館 HP 及び磯子区 HP でお知らせします。



バスケットボール教室のイメージ

担当 磯子区地域振興課 区民活動支援担当

榎谷、吉田

TEL 045-750-2395

FAX 045-750-2534

Eメール is-sports@city.yokohama.jp

ビーコル
見るなら

バスケットLIVE

B.LEAGUE 2023-24
SEASON

全試合LIVE・見逃し配信!



B.LEAGUE



タイトル獲得を目指す横浜の海賊、覇者への航路
HOMEも! AWAYも! 全試合を見逃すな!

FLY
THE FLAG

2023年11月まで^{※1}どなたでも^{※2}
^{※3}無料で見放題!

期間 | 2023年9月28日～11月26日

詳しくはこちら /



上記のビーコル特設サイトから
バスケットLIVEに登録いただくと
クラブの支援に繋がります!

※1 2023年11月27日(月)～12月1日(金) 08:59はメンテナンスのため視聴できません。※2 利用登録には携帯電話番号が必要です。※3 映像視聴時の通信料は別途発生します。ソフトバンク、ワイモバイル、LINEMOユーザーの場合、無料期間終了後は自動的に、申込時に登録いただいた決済方法にて当該サービスのご利用料金を請求いたします。なお、無料キャンペーンは予告なく変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。最新情報につきましてはサービスページをご覧ください。

令和
5年度

いそご



磯子区
地域福祉保健計画の
案内役「梅さん」

Vol.19

保健活動推進員だより



ひざの痛みって、改善できるの!?

～ひざの曲げ方や関節の動きを良くして改善しよう～



一般社団法人ケア・ウォーキング普及会
代表理事 黒田先生監修

ひざの痛み改善体操 3選

① ゆるゆる屈伸体操

保健活動推進員が
体験しました!

体操の目安

1～3分

- ① 肩幅に足をひらき
足先を正面にむけて
まっすぐ立つ
- ② おしりを少し後ろへ
出すように軽い屈伸を
リズムカルに繰り返す

Point!

ひざが足先と同じ方向
へ曲がるようにします



② ふくらはぎストレッチ

体操の目安

左右の足で20秒ずつ 2回

- ① 椅子の背もたれに両手をつく
- ② 片足を大きく後ろに引き
かかとを床につける
- ③ 前のひざを曲げて
後ろのふくらはぎを
のばす

Point!

後ろの足先を正面に
向けるようにします

のびるように!



③ 足指ストレッチと足首回し

- ① 太ももに片方の足をのせる
- ② 親指と第2指をつまんで
上下に10回動かす
他の指も同様に動かす



- ③ 上げた足のくるぶし
をつかむ
反対の手で足先を
持って足首を回す
(内回し・外回し各10回)

くるくる



※生まれつきの股関節変形、過体重、けがによる変形のある方は医療機関に相談しましょう

黒田先生に
気になる足の悩みを質問してみました!



保健活動推進員

Q. 自分に合った靴を探すのが難しいです。靴選びのコツを教えてください!

A.

自分の足のサイズを計測して選ぶことが大切です。靴ひもをしっかり締めることで足の甲を支えて足の立体を保ち、ひざの衝撃を吸収してくれます。さらに靴の中に立体の中敷きが入っていると足の形を守ってくれます。



保健活動推進員

Q. ウォーキングをするときに気を付けるポイントはありますか?

A.

図のように線を挟むように歩き、足先とひざは正面に向けてかかとから着地します。腕を体に対して平行に、やや後ろに振ると姿勢がよくなり前に進みやすくなります。ウォーキングの前後にはストレッチをしましょう。



黒田先生



黒田先生

磯子区オリジナル体操のハマトレISOGO体操もひざの痛み改善に効果的です

ハマトレISOGO 体操

裏面で地域の活動
を紹介しています。

根岸地区



毎回30人以上も参加しています!

年10回の「体操教室」と、年8回の「いきいき健康づくり」を地区センターで行っています。

滝頭地区



毎月第4水曜日13:30~15:00に体操教室や、年2回ウォーキングごみ拾いを開催しています。

岡村地区



体操教室の後に開催しています

年2回体力測定を行い、体力向上に努めています。

磯子地区



ウォーキング出発前に皆でストレッチ。
本郷ふじやま公園にGO!



各地区の活動紹介

保健活動推進員は、地域の健康づくりの推進役として様々な活動を行っています。
地域の方には「保活さん」という愛称で知られています。
一緒に健康づくりをしてみませんか?



屏風ヶ浦地区



のばそう! 健康寿命◎

講師の戸部信子先生をお呼びして、リズムに合わせた体操講座を行いました。

杉田地区



金沢文庫から八景へ

秋のウォーキングで「鎌倉殿の13人」ゆかりの寺をめぐるしました。写真は龍華寺、ボタンが有名です。

上笹下地区



歩く後ろ姿を撮影中

ウォーキングの際、自身の歩行を後方から撮影してもらい、フォームをチェックする企画を行いました。

洋光台地区



参加してね

「椅子ヨガ教室」を地域ケアプラザで開催しました。たくさんの方が出席し、皆さん一生懸命頑張りました。

編集後記

コロナ禍で外出自粛になり、足・ひざの痛みがあるとの声が多く、このトピックスにしました。
人生100年と言われる昨今、健脚・美脚でいつまでも歩ける足をめざして頑張りましょう。

- 令和6年1月発行
- 発行・問い合わせ先 磯子区保健活動推進員会(事務局 磯子福祉保健センター 福祉保健課健康づくり係)
横浜市磯子区磯子3-5-1 TEL 045-750-2445 FAX 045-750-2547
- 監修 黒田 恵美子 (一般社団法人 ケア・ウォーキング普及会代表理事)



消費生活情報

よこはま
くらしナビ
navi

令和6(2024)年 3月号

月次相談レポート

“お互いに一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター

キャンセル料 即時100%も?! ～旅行予約サイトの注意点～

海外の旅行取引事業者サイトで国内パックツアーを申し込みカードで支払った。直後にキャンセルした際、ホテル代金は返金されたが、航空券はキャンセルできなかった。

通信販売は、事業者の規約に従うことが原則となります。
航空券の返金不可や予約直後からのキャンセル料発生など、
独自のルールがあることも。また、海外事業者の場合は日
本の旅行業法の適用がない、連絡手段は英語対応…となる
場合もあります。利用する際はよく確認しましょう。



申込み前の大事な確認ポイント

- ☒ キャンセル条件や規約・約款、支払方法
- ☒ 問合せ受付体制（連絡先・対応言語等）
- ☒ 旅行業の登録の有無



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!



消費生活相談電話

045-845-6666

〔 平 日 9:00～18:00
土・日 9:00～16:45 〕



いそご消費生活だより

令和6年2月発行

VOL.45

発行
磯子区消費生活推進員の会
いそご消費生活だより
編集部



地域から暮らしに役立つ情報を発信!!

消費生活推進員とは…

ライフスタイルが多様化し様々な情報があふれている現在、わたしたちは自分の生活を守るため、消費者として様々な情報を認知しておく必要があります。「消費生活の推進」とは、『わたしたちの暮らしを守り、質を高めること』。そのために活動をしているのが「消費生活推進員」です。

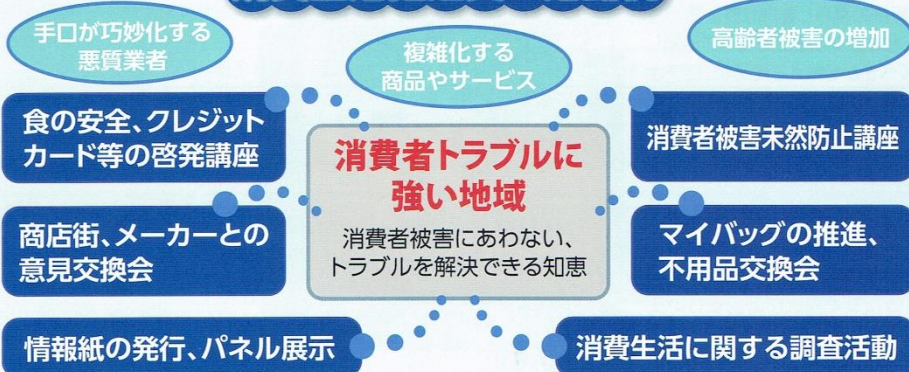


令和5年11月3日(金) 得トク生活フェスタの様子 左:実演会・右:磯子区産野菜の販売

消費生活推進員は、横浜市長からの委嘱を受け、衣食住から環境問題まで幅広い分野における『生活の中での「?」』について学習をし、地域の皆様にお知らせする活動を行っています。

磯子区では現在 70 人が委嘱を受け地域での講座や啓発を行う“地区活動”及び“区全体での活動”を展開しています。これからも、地域の皆様とともに、私たちの『安全・安心な暮らし』のための活動を行っていきます。

消費生活推進員の活動例



磯子区消費生活推進員の活動は

次ページからご覧ください…▶

磯子区連合町内会長会資料
令和6年2月16日

自治会町内会長様

磯子区高齢・障害支援課長
磯子区総務課長
磯子区福祉保健課長

災害時に備えた要援護者名簿の提供について

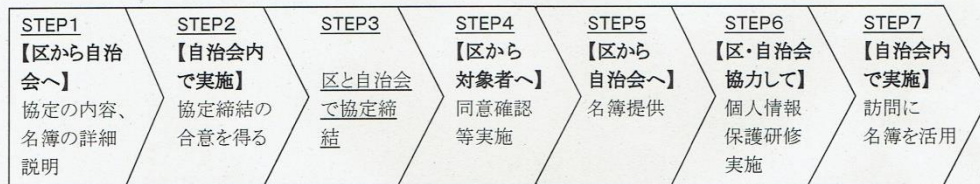
横浜市では、災害時に備え、介護が必要な高齢者や重度の障害者など、お一人で避難することが難しい方（要援護者）を日頃から地域で見守り、いざというときに支え合う活動に活かせるよう、区と協定を締結した自治会町内会等に、「災害時要援護者名簿」を提供しています。

要援護者名簿の提供を受けていない自治会町内会におかれましても、自主的に要援護者の情報を把握され、見守り活動・訪問等を行っていただいているところですが、新たに区から要援護者名簿の提供を希望される場合は、詳細をご説明させていただきますので、下記連絡先までご相談ください。（既に要援護者名簿の提供を受けている場合はご連絡の必要はありません。）

1 新たに要援護者名簿の提供に際し必要なこと

- (1) 区との協定の締結
- (2) 個人情報保護の研修の実施
- (3) （名簿提供後）要援護者宅への訪問

2 名簿提供の流れ



3 名簿の種類

名簿には同意方式・情報共有方式とあり、自治会町内会において、どちらかをお選びいただけます。

	同意方式	情報共有方式
方式の説明	【区から対象者へ】自治会町内会に提供する名簿への登録について、同意確認を行い、同意があった方の個人情報（名簿）を提供する方式	【区から対象者へ】自治会町内会に提供する名簿への登録について事前通知を行い、拒否の意思表示がなかった方の個人情報（名簿）を提供する方式
要援護者の範囲（主な対象者）	・介護保険の認定を受けている方のうち、一定の要件に該当する方 ・障害のある方のうち、一定の要件に該当する方 ※自治会町内会の未加入者を含みます	
名簿の記載項目	①氏名、②住所、③生年月日、④性別、⑤連絡先、⑥支援等を必要とする事由（介護・障害の区別）、⑦その他（緊急連絡先） ※⑦は同意方式のみ記載	

連絡先：磯子区高齢・障害支援課 市原
電話：750-2490 / FAX：750-2540
E-mail：is-koreisyogai@city.yokohama.jp

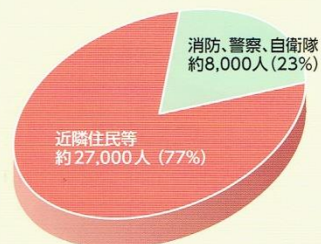
今の所G S I に要支援者名簿に登録されている方はいない様です。概要は下記の通りですので、心配がある方は登録お願い致します

1. 発災直後に必要なのは 自助・共助

右の円グラフにあるように、阪神・淡路大震災では約35,000人の要救助者（がれきの下に生き埋め等）のうち8割近くの約27,000人が隣近所の方や家族により救出されました。また、他の過去の大きな災害においても、被災された方の多くが隣近所や地域の方に救助されたと言われています。

発災直後には行政による「公助」が行き届かないことから、自分の身は自分で守る「自助」や、地域での助けあいによる「共助」がとても重要です。

阪神・淡路大震災における
救助の主体と救出者数



内閣府防災白書（平成26年度版）参照

2. 災害時要援護者とは

災害時要援護者とは、地震などの災害発生時に、

- 一人で必要な情報を把握し、状況を判断することが困難な方
- 安全な場所に自力で避難することが困難な方

をいい、例として高齢者、障害児・者、乳幼児、妊産婦、外国人等があげられます。



災害が起きた時は、まずは自分の身を守り、安全が確保できたら、適切に避難等をすることが必要になります。しかし、自力での避難等が困難な災害時要援護者の方々が災害から自分の身を守るためには、**地域での助けあいによる共助が必要**となるため、**日頃からの地域での取組が重要**となります。

皆さんの住んでいる地域にも、災害時に支援が必要な方が
きつっているんじゃないかと思うんだ。

でも、日頃からの災害時要援護者支援にはどのような取組が
あって、地域ではどのように取組を進めていけばいいのかなあ？



計画案内役
「梅さん」

3. 地域での取組の進め方

災害時要援護者支援の取組は、大まかに ①取組開始のきっかけ・地域での話し合い、②担い手の確保、③要援護者情報の把握、④見守り・顔の見える関係づくり、⑤訓練 といった段階（手順）で構成されますが、必ずしもこの段階（手順）通りに取り組む必要はありません。地域の実情に合わせてそれぞれの具体的な内容や取り組む順番を決め、取組を継続させていくことが重要です。

取組段階（手順）
のイメージ



古くから近所付き合いがある地域、新しく転入する人が多い地域、集合住宅のみの地域など、地域にはそれぞれ特徴があるから、いろんな取り組み方が考えられるね。

自治会・町内会などがそれぞれの地域の状況に応じて工夫して取組を行っているから、次は、取組段階ごとにその事例を見ていこう。



屏風ヶ浦地域ケアプラザ

ケアプラザニュース 3月号



発行者: 横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ TEL(750)5411 FAX(751)2322 編集者: 森田ひとみ 発行責任者: 杉浦秀治

～ ケアプラザをご利用の皆様へ ～

日頃より当ケアプラザをご利用いただき、ありがとうございます。春らしい暖かな陽射しが「ほっこり」とやさしく感じられる季節となりました。ケアプラザを訪れて下さる方達も増え、賑やかな日も多くなってきましたが、ケアプラザご来館時には状況に応じた感染症対策へのご理解とラウンジの利用時間(1時間まで)のご協力をお願い致します。



「認知症サポーター養成講座(一般向け)」を4年ぶりに開催しました

令和6年2月4日(日)、ケアプラザで約4年ぶりに一般向け「認知症サポーター養成講座」を開催しました。参加者は介護施設職員、現在介護をしている方、高齢者支援に興味のある方など11名が参加されました。

講座内容は、前半は認知症について学び、後半はショートムービーを観賞し、参加者の方たちに思ったこと感じたことなどを発表して頂き終了となりました。「認知症サポーター養成講座」を受講したことで、認知症への理解がすすみ、これまで以上にやさしい気持ちで見守ってくださる方が一人でも多くなったら嬉しく思います。



来年度の開催予定

- 第1回: 令和6年 7月31日(水)
- 第2回: 令和6年 12月8日(日)
- 第3回: 令和7年 2月9日(日)



★ 地域の取り組み紹介 ★

【学校と地域との懇談会】～汐見台地区～

2月10日(土)、汐見台自治会連合会&子どもはぐみ委員会主催の「学校と地域との懇談会」が「コロナ禍とその後の子どもたち」をテーマに開催されました。汐見台中学校、汐見台小学校、浜小学校の校長先生方はじめ学校関係者、青少年指導員や民生委員・児童委員、いそごい鳥地域連絡室職員やケアプラザ職員など日頃から生徒児童と関わりを持つ32名が参加しました。今年度の各学校の取り組みや生徒児童の様子がまとめられた画像からは、いきいきと学校生活を過ごす生徒児童が映しだされ、コロナ禍では出来なかった活動の様子にやっとここまで戻りつつあることを実感した内容でした。視聴後、今回のテーマについて5グループに分かれて積極的な話し合いが行われました。



【サロン梅の里】～屏風ヶ浦地区～

スイッチON 磯子屏風ヶ浦地区推進委員会主催「サロン梅の里」が今年度も毎月(4月・1月を除く)開催されました。コーラスや指笛・フラダンス・マジック・ウクレレ・オカリナ・ギター・大正琴・ピアノ・ミニオペラコンサートなど様々な演目を地域の皆様に楽しんでいただきました。夏にはボッチャ大会を開催し地域住民の皆さんと就労支援事業所に勤めている皆さんでわいわい楽しく交流ができました。3月22日(金)には2回目のボッチャ大会を予定しています。また、来年度も開催を予定しています。屏風ヶ浦地区にお住まいの皆さまの参加をお待ちしております。



☆ 参加者募集のご案内 ☆

リズムに乗って
いきいきエクササイズ



さまざまな要素を取り入れたエクササイズを音楽のリズムに合わせて行います。楽しく体を動かしながら、今の筋力の維持と向上を目指します。

開催日) 4月3日(水)

時 間) 10:00~11:00

対 象) 50代・60代の女性

参加費) 300円

募集数) 15名 3/1 受付開始

持ち物) 上履き・飲み物・バスタオル
動きやすい服装でお越し下さい。



親子でにこにこ!!



音楽に合わせてとんだり跳ねたり、お手玉やパラバルーンで遊んだり親子のコミュニケーションをたっぷり楽しみましょう!

開催日) 4月5日(金)

時 間) 10:00~11:00

対 象) 未就園児の親子

参加費) 300円

募集数) 10名 3/1 受付開始

持ち物) 飲み物

動きやすい服装でお越しください



フットサル《COSMOS》 ボランティアさん募集



現在、就労している障害者の方の余暇支援としてフットサルを行っています。

参加者と一緒に楽しく練習やミニゲームに参加して下さるボランティアの方を募集しています。

- ・福祉活動に興味のある方大歓迎
- ・性別、資格、運動経験不問、年齢 18 歳以上

日時: 毎月一回 日曜日(不定期)

時間: 8:45 ~ 11:00

場所: 磯子スポーツセンター

問合せ先: 屏風ヶ浦地域ケアプラザ 森田まで



年1回「横浜パラスポーツフェスティバル」が開催され、毎年参加しています。

* 貸室利用案内 *

貸室の利用には、団体登録が必要です。団体登録は活動内容や利用目的によって無料、有料、及び使用不可が決まります。登録をする際には、「横浜市地域ケアプラザ使用団体登録申込書」をご提出頂きますので、詳細はケアプラザ職員にお問い合わせ下さい。

横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ

〒235-0023 横浜市磯子区森 4-1-17

TEL: 045-750-5411

<休 館 日> 毎月第2火曜日

年末年始 12/29~1/3

<アクセス> 屏風浦駅より徒歩 5 分

月曜日~土曜日 ※18時~21時の夜間の貸室利用がない場合は18時閉館となります。
<URL>

http://www.shinkoufukushikai.com/kaigo/care_plaza/byo_bu/byobu_home/byobu.html

～ 地域包括支援センター通信 ～

ご存じですか？成年後見制度

成年後見制度とは

認知症等の病気・障害等で、財産の管理・介護サービスの契約・手続き等をすることが難しくなったとき、家庭裁判所によって選ばれた後見人等が安心して生活ができるよう支援をする制度です。

成年後見制度は、**最期まで自分らしく暮らしていくための解決策**のひとつです。

★判断力の程度と成年後見制度

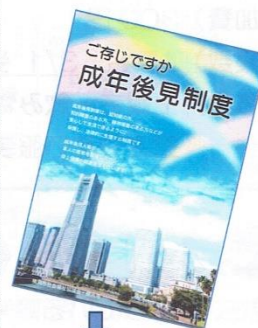
判断力の程度は那人それぞれで違いため、**法定後見には3つの種類**があります。
「成年後見人」「保佐人」「補助人」とそれぞれ呼び方もちがい、与えられる法的権限にもちがいがあります。

法定後見制度は補助・保佐・後見の3つに分かれます。

- ★ 親族等の申立人から法定後見の開始の審判を申立て、家庭裁判所で適任と思われる成年後見人等が選ばれます。
- ★ 補助・保佐・後見のいずれを申し立てるかは、医師の診断書を参考にして決めます。
- ★ 場合によって成年後見人等を監督する監督人が選ばれることがあります。

類 型	補 助	保 佐	後 見
要 判 断 能 力 (対象者)	重要な財産行為は自分でもできるかもしれないが、できれば誰かに代わってやってもらったほうが良い	日常の買物程度は一人でできるが、不動産売買や金銭の貸し借りなど重要な財産行為は自分でできない	日常的な買物もできず、誰かに代わってやってもらう必要がある

※ 横浜市成年後見推進センター「ご存じですか？成年後見制度」より抜粋



ケアプラザにあります。

★成年後見制度は「本人」のための制度

判断力の程度によらず、後見人等に大きな権限が与えられてしまうと、まだできることがある人の権利を奪うことにつながりかねません。

成年後見制度は、一見、ためにならない行為でも、周りに危害を与えるなどの迷惑が無い限り、自由な**本人の意思を尊重**することを原則としています。

誰でも起こりえる「認知症」などの病気

人生100年時代、ずっと健康に暮らしていけることが一番ですが、自分や親・兄弟・子ども・友人等に困りごとがでてくる可能性もあります。

成年後見制度や派生する取り組みは、制度発足時に比べ少しずつ進化しています。

何を食べ、何を着て、どこに行く、等の自分らしい日常に支障がでてきたときのこと…考えてみませんか？

介護保険制度についてわからないこと、一人暮らしで心配、最近体が弱ってきた、介護に悩んでいるなど、様々なご相談に応じます。電話・来所以外に訪問してのご相談も行っております。

また、地域での出張相談や出張講座なども行っています。ぜひご相談ください。

横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ 地域包括支援センター

ご相談受付はこちら ▶▶▶

住所：磯子区森 4-1-17 電話：045-750-5311

担当職員：中村（看護師）萩原・堀（社会福祉士）

地域安全ニュース

磯子区防犯協会・磯子警察署生活安全課 発信日 2月13日

特殊詐欺前兆電話が入電！

中原1丁目地区において、区役所の職員を騙った男から「健康保険料が戻ります。」との内容の特殊詐欺の前兆電話が入っています。

ATMで医療費は戻りません。

【対策】

- 留守番電話に設定して、すぐに出ない。
- 絶対に現金、キャッシュカードを渡さない
- どんな内容でも必ず親族に確認する。
- 不審な電話は、家族や警察に相談する。
- 迷惑電話防止機器の設置を検討する。

磯子警察署 045-761-0110

令和5年度磯子区民意識調査 結果概要 (汐見台地区)

■調査概要

【調査対象】 磯子区内に居住する18歳以上の男女3,500人(外国人115人を含む)
住民基本台帳からの無作為抽出

【調査方法】 郵送配付、郵送・インターネット回収

【調査期間】 令和5年6月1日(木)～6月30日(金)

【回収数】 汐見台地区69件(区全体 1,485件)

※図(グラフ)の中で使用されている「n=〇〇」は、その設問に対する回答者数をあらわす。

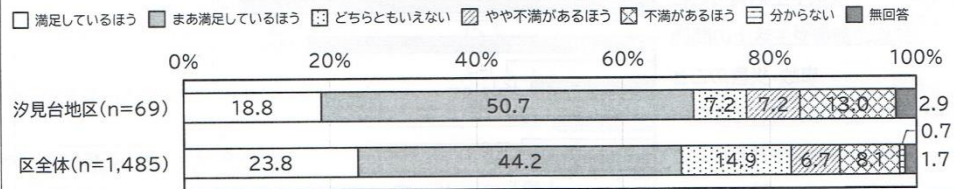
■結果概要

- ◆地域への愛着・誇りは磯子区全体を上回るが、定住意向は区全体を下回る。
- ◆生活での心配ごとや困っていることでは、区全体と比べて、「心配ごとや困っていることはない」の割合がやや高く、「住宅のこと」「近隣からの悪臭・騒音」の割合がやや低い。
- ◆周辺の生活環境では、区全体と比べて、「バスの便などの地域交通」の重要度が非常に高く、「防犯対策」「ごみの分別収集・リサイクルや街の美化」の重要度が低い。

■現在の生活の満足度

生活に対する満足度で「満足しているほう」「まあ満足しているほう」を合わせた割合は区全体(68.0%)とほぼ同じ69.5%である。

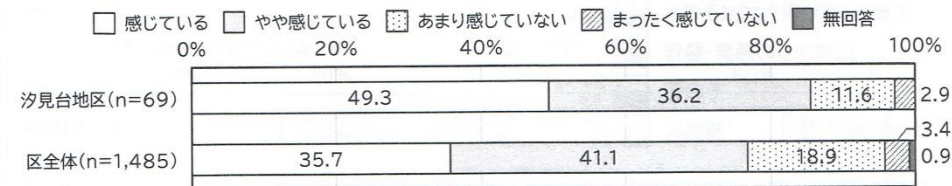
あなたは、今のご自分の生活に満足しているほうですか、それとも、不満があるほうですか。



■居住地域への愛着・誇り

居住地域への愛着・誇りを「感じている」「やや感じている」を合わせた割合は区全体①(76.8%)より高く85.5%である。

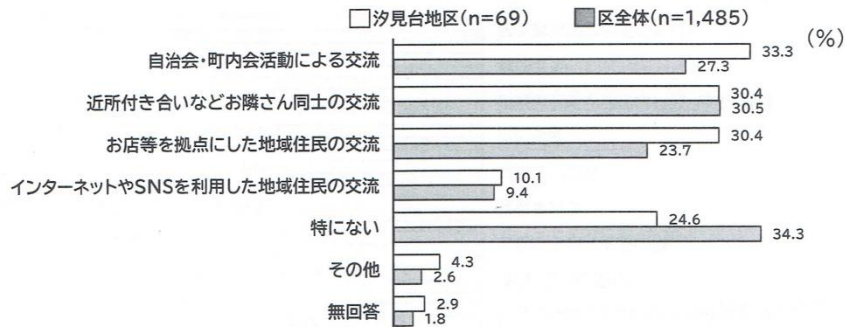
お住まいの地域に対して、愛着や誇りを感じていますか。



■居住地域での交流

充実すると思う地域の交流は「自治会・町内会活動による交流」が33.3%で最も高く、「近所付き合いなどお隣さん同士の交流」(30.4%)、「お店等を拠点にした地域住民の交流」(30.4%)が続いている。区全体と比べて「自治会・町内会活動による交流」「お店等を拠点にした地域住民の交流」の割合が高い。

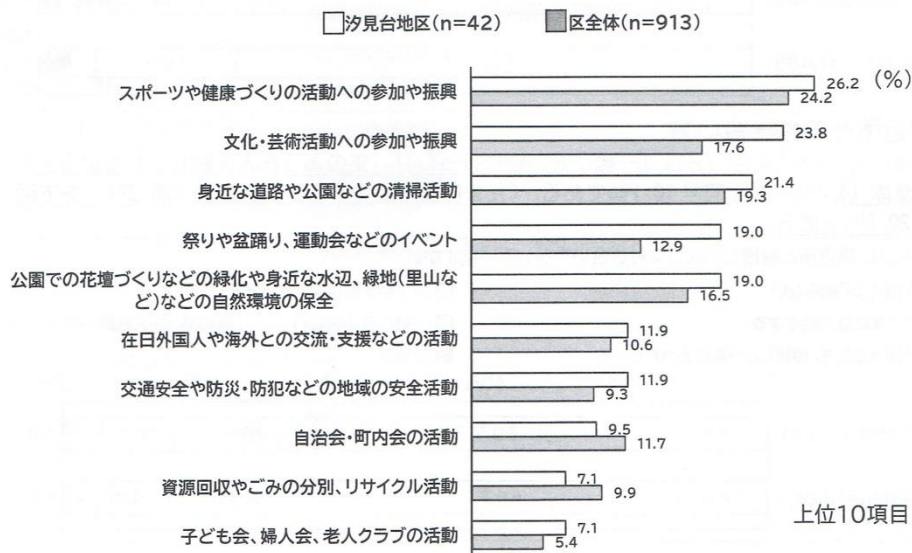
あなたの生活が豊かになるために、住んでいる地域でどのような交流が充実すると良いと思いますか。
(〇はいくつでも)



■地域活動への参加意向（どのような活動であれば参加できるか）

参加できる活動は「スポーツや健康づくりの活動への参加や振興」が26.2%で最も高く、次いで「文化・芸術活動への参加や振興」(23.8%)「身近な道路や公園などの清掃活動」(21.4%)が続いている。区全体と比べて「文化・芸術活動への参加や振興」「祭りや盆踊り、運動会などのイベント」の割合が高い。

どのような活動であれば参加できますか。(複数回答)



■周辺の生活環境で重要度が高いこと

周辺の生活環境で重要度の高いことは「バスの便などの地域交通」が64.2%で最も高く、「災害対策」(40.1%)、「通勤・通学・買い物道路や歩道の整備」(36.7%)が続いている。区全体と比べて、「バスの便などの地域交通」の重要度が非常に高く、「防犯対策」「ごみの分別収集・リサイクルやまちの美化」の重要度が低い。

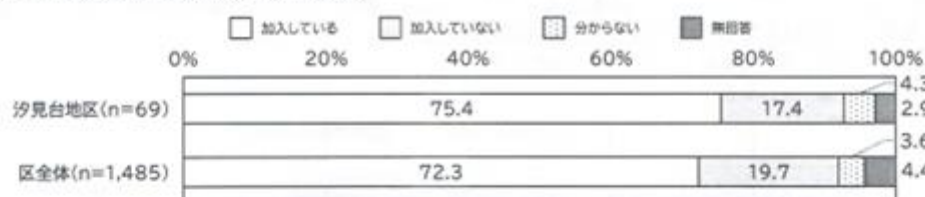
お住まいの周辺の環境にとって、どれが特に重要だと思いますか。(5つまで選択可能)



■自治会・町内会の加入状況

自治会・町内会加入率は区全体(72.3%)より高く75.4%である。

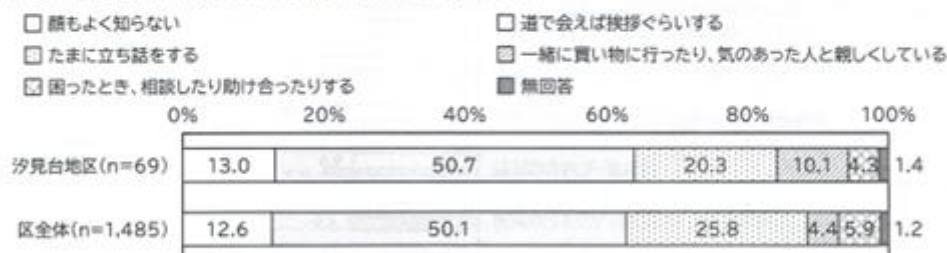
あなたは自治会・町内会に加入していますか。



■隣近所との付き合い方

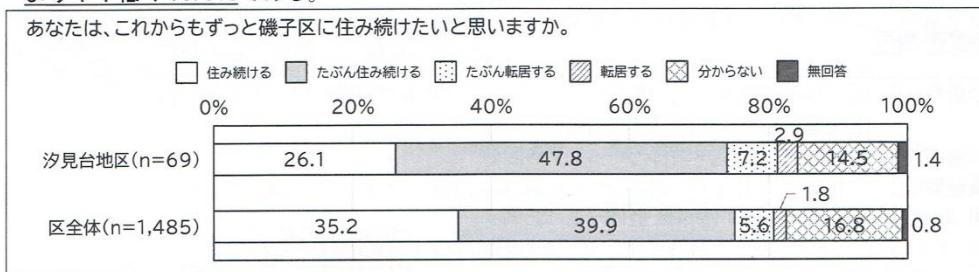
隣近所との付き合い方は「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」が区全体(4.4%)を上回り10.1%である。「たまに立ち話をする」は区全体(25.8%)を下回り20.3%である。

あなたは、隣近所と普段どのような付き合い方をしていますか。



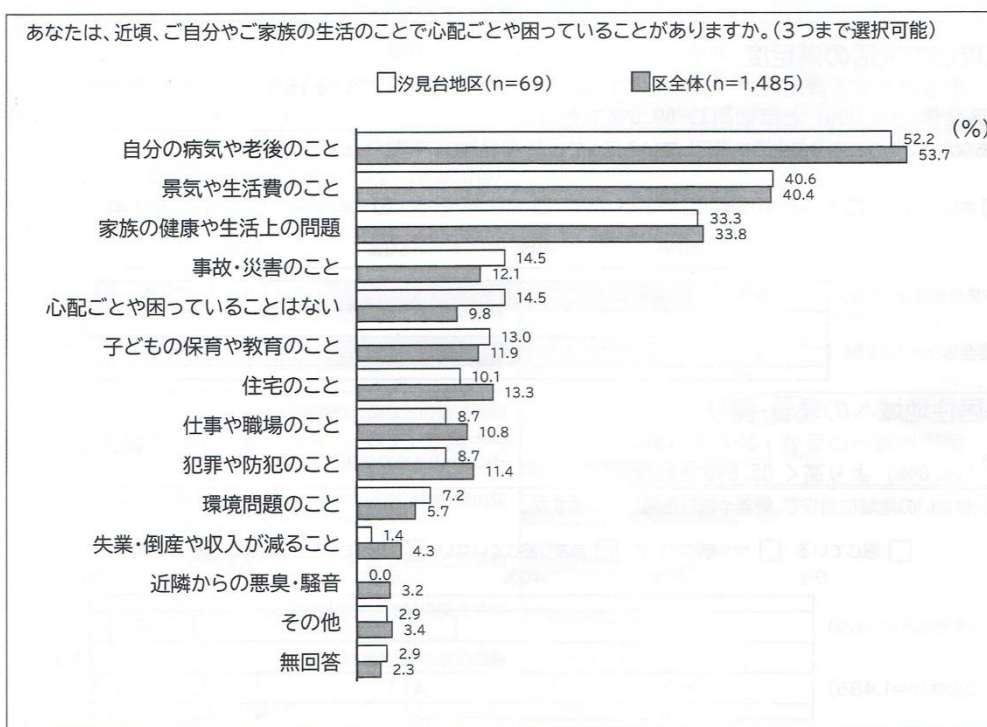
■磯子区への定住意向

将来も磯子区に「住み続ける」「たぶん住み続ける」を合わせた割合は区全体（75.1%）よりやや低く73.9%である。



■生活での心配ごとや困っていること

生活での心配ごとや困っていることとしては「自分の病気や老後のこと」(52.2%)が最も高く、次いで、「景気や生活費のこと」(40.6%)、「家族の健康や生活上の問題」(33.3%)が続いている。区全体と比べて、「心配ごとや困っていることはない」の割合がやや高く、「住宅のこと」「近隣からの悪臭・騒音」の割合がやや低い。



令和6年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

日頃から、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦及び活動へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和6年7月1日付及び12月1日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、推薦準備会の開催および候補者ご推薦への御協力をお願いいたします。

なお、令和6年につきましては、欠員地区及び増員が必要な地区のみの推薦となり、任期は次期一斉改選（令和7年11月30日）までとなります。

2 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	・令和6年7月1日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和6年3月～4月 ・令和6年12月1日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和6年8月～9月	
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。 令和6年7月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和6年4月22日まで 令和6年12月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和6年9月24日まで	

裏面あり

3 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表[※]の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

4 添付資料

資料1 令和6年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

資料2 推薦（委嘱）の手続図

資料3 役割と活動

資料4 資格要件と推薦手続

資料5 現員数一覧（令和5年12月1日現在）

資料6 民生委員の活動紹介チラシ

担 当：磯子区福祉保健課 川嶋、加藤
電 話：045-750-2411
FAX：045-750-2547
メール：is-fukuho@city.yokohama.jp

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果について【報告】

1 趣旨

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、令和4年12月の一斉改選以降、区局によるプロジェクト等により検討を進めてきましたので、検討結果について報告します。
また、令和5年9月から12月にかけて、民生委員・児童委員の年齢要件について区・地区民児協で意見交換を実施していただきました。意見交換結果等を踏まえて庁内で検討した次期一斉改選（令和7年12月）以降の年齢要件について報告します。

2 報告事項

(1) 民生委員活動に関する負担軽減・活動支援策、推薦事務の改善等について

負担軽減や活動支援策のうち、主なものについて、以下のとおり報告します。

なお、推薦事務についても、再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするなどの改善を行います（令和7年12月一斉改選から）。

詳細については「別紙1」にてご確認ください。

	取組の方向性	具体的な取組	実施予定年度
業務量の軽減	報告書類のデジタル化	毎月提出している活動報告書の電子申請化	R7
	協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助、一斉改選時の引き継ぎ制度等の導入に向けた検討	R7
負担感の軽減	地域全体での見守り推進	自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りの検討	R7
人材確保	広報の強化	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報の強化・充実	R6
推薦事務の改善	手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするとともに、様式の更なる簡素化の検討	R7 一斉改選

<別紙1に関する説明>

- ①モデル区における民生委員・児童委員との懇談会や退任者アンケート結果をはじめ、各区で把握している民生委員活動の現状等を踏まえ、「取り組むべき課題」として分類しました。
- ②分類した課題それぞれに対して、「取組の方向性」や「具体的な取組」、「実施予定時期」を整理しました。
- ③整理した取組のうち、重点的に着手すべきものについては、区局による分科会を設置するなど、機動的に進めていきます。

裏面あり

(2) 民生委員・児童委員の年齢要件に関する検討結果について

年齢要件に関する検討については、令和5年9月から12月にかけて区・地区民児協で意見交換を実施していただき、1,708件ものご意見をいただきました。

意見交換の詳細については「別紙2」にてご確認ください。

ア 年齢要件の変更について

地域の中で後任者が見つからないなど担い手確保が課題となっている中で、委員活動への意欲があり、自治会町内会長等の同意がある方については、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、現行の年齢要件（75歳未満）に、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。

現行	変更後
新任 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。	新任（変更なし） 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。
再任 75歳未満	再任 75歳未満。 <u>ただし、選出が困難な場合に限り、1期（3年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり）</u> <u>【条件】</u> 下記3つの条件をすべて満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u>

イ 特例条件について

特例は、地域において適任者（後任者）の選出が困難な場合で、かつ①～③の条件をすべて満たす場合に1期（3年間）のみ推薦できる、とするものです。

ウ 変更時期

令和7年12月の一斉改選時から適用します。

※再任の方に限った特例を設ける変更であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある次期一斉改選からの適用となります。

令和6年7月、令和6年12月、令和7年7月の欠員補充は現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

担 当：健康福祉局地域支援課 村山

電 話：045-671-4046

F A X：045-664-3622

メール：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

自治会町内会館脱炭素化推進事業について【事業説明・募集案内】

1 事業の趣旨

3 月 1 日から申請受付を開始する自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、制度の詳細が決まりましたのでお知らせします。この機会に是非、省エネ設備の導入をご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おさください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

地区連合町内会館も対象となりますので、是非導入をご検討ください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、是非導入をご検討ください。

3 補助制度概要

別添の補助制度概要資料をご参照ください。

4 申請について

(1) 申請期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）～令和 6 年 9 月 30 日（月）

(2) 申請時にご注意いただきたいこと

・申請前に、会館への省エネ設備導入について、団体としての意思決定及び事業者から見積書を徴収してください。

・補助金申請後の交付決定を受けてから、契約・発注をしてください。

※その他、申請書類については、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

5 補助交付申請書類等の提出や問合せ先について

（※区地域振興課と異なりますので、ご注意ください）

以下の事務委託先にご提出ください。E メール、郵送、窓口への持参（予約制）での提出が可能です。

【申請・問合せ先】事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

・電 話：045-451-7740（受付時間 平日 9:00～17:00）

・Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

・所在地：横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル 5 階



（アクセス）

※アクセス：JR「横浜」駅（東口）より徒歩 15 分／JR「横浜」駅（きた東口）より徒歩 10 分／

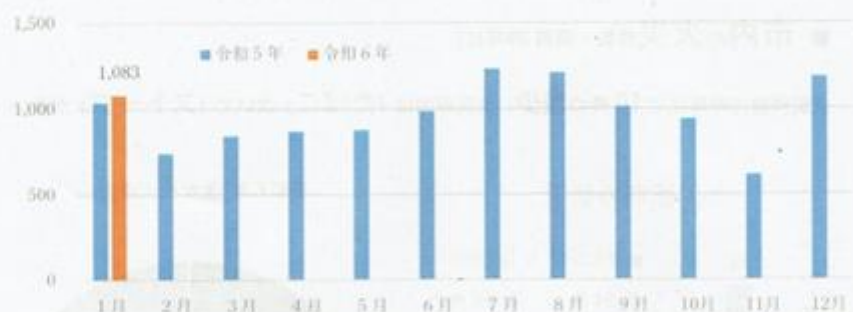
京浜急行「神奈川」駅より徒歩 5 分（<https://www.yokohama-kousya.or.jp/company/contact.php#map01>）

※メールの添付容量は最大で 10MB までです。容量が大きくなる場合は、大容量ファイル送付用のアドレスをお送りしますので、上記連絡先までご連絡ください。

■ 区内の救急件数

区内 1,083 件 (昨年比 48 件増)

参考: (市内 23,192 件 (昨年比 1,084 件増))



放火されない、放火させない環境づくり

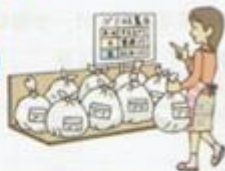
放火火災にご注意！

放火（疑い含む）による火災は、横浜市内の火災における出火原因で上位となっており、夕方から深夜にかけて多く発生するという特徴があります。放火を防ぐために、家の周りに燃えやすいものを置かない等の「放火されない、放火させない環境」を作りましょう。

放火火災対策のポイント！

ゴミは決められた日時に出しましょう。

ゴミ出し
のルールを
守る



家の周りは照明等を点灯し、明るくしましょう。

死角を
作らない



物置や車庫には鍵をかけましょう。



家の周りは整理整頓し、燃えやすいものを置かないようにしましょう。



磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和6年2月16日
磯子警察署 生活安全課

暫定値		令和6年1月末現在																
町名	刑法犯 認知件数	全 刑 法 犯	凶 悪 犯	組 暴 犯	特 殊 詐 欺	オ レ オ レ	カ イ ド レ シ ヤ	窃 盗 犯	空 き 果	ひ つ た く り	オ ト バ イ 達	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	郵 品 ね ら い	万 引 き	そ の 他	知 能 犯	そ の 他
	増減																	
区内全域	令和6年	41	1	9	2	1	1	19				4	5		6	4		10
	令和5年	54		1	6	5	1	40	1			11	1	3	14	10		7
	増減	-13	1	8	-4	-4		-21	-1			-7	4	-3	-8	-6		3
磯子	令和6年	5		1	1	1		2							1	1		1
	令和5年	5						3	1						1	1		2
	増減	0		1	1	1		-1	-1									-1
磯子台	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
鳳町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
岡村	令和6年	1						1					1					
	令和5年	4						2						1		1		2
	増減	-3						-1					1	-1		-1		-2
上町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
上中里町	令和6年	0																
	令和5年	2						2				1			1			
	増減	-2						-2				-1			-1			
栗木	令和6年	2						2					1			1		
	令和5年	2				1	1	1								1		
	増減	0				-1	-1	1					1					
坂下町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
汐見台	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
下町	令和6年	1						1					1					
	令和5年	0																
	増減	1						1					1					
新磯子町	令和6年	1		1														
	令和5年	0																
	増減	1		1														
新杉田町	令和6年	1		1														
	令和5年	2						2							1	1		
	増減	-1		1				-2							-1	-1		
新中原町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
新森町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
杉田	令和6年	8		2				4							3	1		2
	令和5年	13						11				3		1	7			2
	増減	-5		2				-7				-3		-1	-4	1		